

平成 28 年 3 月
防 衛 省

標準的な官職を定める省令及び自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令の一部改正について

標準的な官職を定める省令（平成 26 年防衛省令第 9 号）本則の表 9 の項第 1 欄、第 2 欄及び第 3 欄の改正は、防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 124 号）の施行に伴い、職務の種類として掲げられている「看護師養成所」及び部局又は機関等として掲げられている「防衛医科大学校」を削り、職制上の段階について所要の規定の整備を行うものです。

また、自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令（平成 26 年防衛省訓令第 29 号）第 11 条及び別表第 9 の改正は、防衛省組織令等の一部を改正する政令の施行に伴い、「防衛医科大学校」の規定を削るものです。

今回の改正は、防衛医科大学校高等看護学院が廃止され、防衛医科大学校には看護教育に従事する者が存在しなくなることに伴うものであり、いずれも他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 20750）